

令和5年度 第1回白井市地域福祉計画策定等委員会

日時：令和5年10月31日（火）

午後1時30分から

場所：白井市役所東庁舎1階

101会議室

- 1 **開催日時** 令和5年10月31日（火）午後1時30分から3時まで
- 2 **開催場所** 白井市役所 東庁舎1階101会議室
- 3 **出席者** 高尾委員長、松本副委員長、入江委員、岩田委員、遠田委員、久保委員、濱野委員、市川委員、白石委員、山口委員、渡辺委員
社会福祉協議会 赤間事務局長
くらしと仕事のサポートセンター 会田主任相談員
- 4 **欠席者** 岩崎委員、小西委員、根本委員、森谷委員
- 5 **事務局** 金井社会福祉課長、石田係長、板橋主査補、松本主査補
- 6 **傍聴者** 3名
- 7 **資料** ①会議次第、委員名簿
②議題1 白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の令和4年度進行管理について
③白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組進行管理シート
④白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の評価(R2～R4)

○事務局 定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから白井市地域福祉計画策定等委員会第1回会議を開催させていただきます。

初めに委員長より御挨拶をさせていただきます。委員長よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、着座のまま一言御挨拶させていただきます。2000年以降、23年経ちましたけれども、社会福祉法が制定されまして、地域の時代と。地域福祉の時代に入ったというわけですが、そこでは様々な地域課題に立ち向かっていくためにも、地域資源を生かしながら、いかに地域ぐるみで課題に取り組んでいくかということが求められてきているわけです。ですから、地域の中で地域住民、それからNPOとか、あるいは社協だとか、そして行政と、一体となって地域の中で人々を支えていく、そういう福祉活動が必要になってくるわけです。そうすると、どのように協働してつくり上げていくべきなのかということが求められているわけですが、その中で今日の会議は、地域福祉計画を進めていくために、人々が協働する形を考える非常に重要な会議となっております。どうか

委員の皆様方には、忌憚のない御意見をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本日は、4名の委員さんが所用のため欠席となりましたので出席委員さんは11名であります。委員の半数以上が出席していることとなります。

次に、委員の中で、白井市校長会、白井市男女共同参画推進会議の2団体において、今年度の人事異動等により代表委員の交代がありましたので御報告いたします。

また、本日の会議には、白井市社会福祉協議会事務局長と、白井市くらしと仕事のサポートセンターの主任相談支援員に御同席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、事務局より、今年度の人事異動により●●社会福祉課長が着任しております、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、会議に移りたいと思います。本日の議題については、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とし、会議録を作成するため、内容については録音させていただきたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきましては、委員長が行うこととされておりますので、高尾委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。時間に限りがございますので、円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

次第に従いまして、議題の1、白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」に係る主な取組の令和4年度進行管理についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1の説明に入らせていただきますが、先に、先般、委員の皆様にご覧いただいた会議資料を御送付する際、委員の皆様から事前に御意見を頂いております。ありがとうございました。

では、説明をさせていただきます。説明の途中で、実際に取組を進めておられる社会福祉協議会事務局長、くらしと仕事のサポートセンターの主任相談支援員に途中説明をお願いしながら進めてまいりたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 ありがとうございます。

では、まず議題1、会議資料の1ページを御覧いただけたらと思います。

白井市第2次地域福祉計画の地域福祉に関する施策に係る取組について、庁内関係各課協働の下で作成した令和4年度の評価について、A3の横サイズの資料①が一覧表、②が評価の一覧という形になりますので、御確認いただけたらと思います。

まず議題1、(1) 地域福祉に関する施策の評価について説明いたします。

令和4年度は、コロナ禍における新しい生活様式に沿った活動方法を事業担当課が創意工夫し取組を進めてきたこともあり、評価がA評価、順調に進んでいるが38項目。B、概ね進んでいるが18項目。Cの一部遅れがあるが2項目となりました。

評価がC、一部遅れがあったとなった取組は、14番、新たなサービス実現への支援と、17番、生活支援体制整備事業の委託の2項目で、いずれも高齢者福祉課が担当課となっております。14番は高齢者福祉課としての取組で、17番については、高齢者福祉課が社会福祉協議会に委託した取組であることから、評価指標や評価、今後の方向性が、この2項目については類似している理由となっております。

この2項目については、資料2ページ、基本方針からの視点による評価という形で見てみますと、基本方針2番の社会福祉事業の健全な発達の促進というところに位置づけられているものになります。基本方針の2は、地域において必要となる様々な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者の参入を促進するとともに、地域住民や市民団体等によるサービス提供の取組に対する支援を行うとしており、社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会が関係機関と連携し、それぞれの取組を進めているところですが、今回の評価結果を関係機関で共有し、新たな取組の創出についての視点を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

これに関連するものとして、資料2ページ下から3ページの令和4年度実績評価に伴う見直しについて説明いたします。

取組項目の14番、新たなサービス実現への支援の実績の指標については、令和5年度から新たに1指標増やし、上段に既存指標の創出したサービス数とし、下段にサービスの支援、助言数として新たなサービスの実現に向けた取組を全体で評価してまいりたいと考えております。

ここで新たに創出したサービスの具体例について、社会福祉協議会事務局長から、創出の経緯等を少しお話しいたきたいと思っております。お願いいたします。

○白井市社会福祉協議会事務局長 それでは、お手元に、こちらの南山2丁目ガーデンサロンという資料があると思いますが、これも参考にして進めさせていただきたいと思っております。

今、事務局から説明があったとおり、項目の17、生活支援体制整備事業の委託については、地域包括ということでなかなか思うように進まなかったという現状がございます。それについて説明と、実際こういう活動を新たにやっていますというところを説明させていただきたいと思っております。

この生活支援体制整備事業については、平成29年度から白井市から委託を受けて行っております。当初はふれあい会議といって、地域の様々な方に参加いただいて、地域のニーズを皆さんで話し合っ出て出してみたりとか、共有したりということをやってきたので

すが、なかなかその形がずっと続かなくて、現状をまず皆さんにお伝えしたいと思います。

まず体制としては、第1層協議体で職員1人を配置して、多様な専任区分、自治連さんとか、商工会さんとか、医療福祉等の方から委員として参画いただいて、第2層の協議体の活動に対して提案や助言を行っている。これが第1層協議体でございます。第2層協議体については、コーディネーター、職員を3名配置して行っております。白井市を二つの圏域、A圏域とB圏域。A圏域というのは、白井第一小学校区、白井第二小学校区、桜台小学校区、南山小学校区、池の上小学校区がでございます。B圏域については、白井第三小学校、大山口小学校、清水口小学校、七次台小学校、こちらのほうがB圏域となっております。この圏域に分けて住民のニーズの把握とか、あとは地域資源の発掘を行い、住民主体の新たな助け合い活動の立ち上げを支援しております。

これまでに立ち上がった活動としては、ちょいこまということで、ちょっとした困り事を住民の方に協力をいただいて解決するというので、例えば、ごみ出しであったりとか、電球の交換などが依頼として多く挙げられております。それから、もう一つ出来上がったのが、買い物支援バスの運行ということで、これは南山地区で立ち上がったものなのですが、スーパータイヨーさんへのお買い物を市内の菊華園の協力を得てバスを提供いただいて、地区の方が困った方と一緒にスーパーまで行って、品物を一緒に選んでさしあげて、家まで品物を届けてあげるという、こんな活動が立ち上がりました。

生活支援コーディネーター、今、第1層が1人、第2層が3名ということでお伝えしたのですが、生活支援コーディネーターの役割としては、関係機関または専門職と連携して、地域や地域の住民の助け合い活動の創出に取り組む。それから地域資源の発掘に当たっては、自治会等の集いに参加したりとか、あとは、地域に足を運んで住民と顔の見える関係を構築して進めています。

最終的な目的としては、地域のニーズに対応できる新しい活動を創出して、住み慣れた場所で誰もが生き生きと暮らせる地域をつくるというのが目的となっております。

令和3年度からは、地域包括支援センターや地域ケア会議で上がった個別支援に取り組んでいて、対象者が地域で生活するために必要な資源やサービスについてつなぎを行っているところでございます。

現状としては、先ほど申し上げたとおり、令和4年度については、実績がゼロということだったので、どういった取組ができるかといったところに着目してまいりました。生活支援コーディネーターが地域に出て資源を探しても、なかなか思うように見つからなかったり、そういった中で、これまで見つからなかったのを踏まえて、サロンを開催できる場所として、今までは箱物、要は建物を主に考えてきたのですが、そうではなくて、個人宅の庭を活用したガーデンサロンを目指して取り組んでみました。

そうしたところ、第1号サロンとして、皆様のお手元に資料をお配りしてある南山2丁目ガーデンサロンというのを立ち上げることができました。このガーデンサロンについ

ては、御近所のタカハシさんちのお庭でということで、タカハシさんというのが、もともとは社協の非常勤職員で働いてくださっていた方なので、理解を得やすかったというのもあります。相談したら快く受けていただいて、お庭を借りてサロンを行いました。初回がそこにも書いてあるとおり、9月19日火曜日に行って、時間は大体10時から1時間ぐらいです。今後については、基本的には毎月第3火曜日に開催する予定です。住所も書いてあって、参加費は100円と書いてあるのですが、初回は100円を取ったのですが、今後については無料でやるということを知っています。

地図が書いてあって、裏を見ていただくと、初回の参加者の風景です。パラソルの左奥に座っているのがタカハシさん、これが主催者の方。あと、右手が協力者の方で、当日はお一人の参加ということで、買い物に行く途中に寄ってくださった方が1人いました。なかなかまだ周知が十分ではないというところがあるのですが、これを継続していくことで、地域の方が散歩の途中または病院に行く前にちょっと寄りついたりとか、気軽に寄れるサロンを目指していきたいと思っています。

ただ、ガーデンサロンなので、冬場の寒い時期どうするかというのは、例えば12月、1月、2月とか、外でやるのは寒いなといったところはあるのですが、あくまでもガーデンサロンですので、どういう形でできるかというのは、またタカハシさんと、主体的にやってくれる方と相談していきたいと思っています。

このガーデンサロンが第1号なのですが、実は、第2号も11月に行うということが決まっています。11月30日に、第2号のガーデンサロンとして、根の奥座敷ガーデンサロンのぶちゃんちということで、場所的には、こちらから行くと木下街道、16号線を渡って、白井コミュニティセンターに行くもうちょっと手前の左側、道路に面したお宅なのですが、そこのお庭を借りて行う予定になっています。11月から開催で、こちらでも月1回の予定で進めることが決まっています。

新たな取組として、ヨーロッパなどでは、お庭とかお店の前でお茶を飲むというのは一般的であるのですが、日本ではまだなかなかそこまで行っていないのですが、通りかかった人が気軽に立ち寄れる場として、ガーデンサロンという形で、これからも進めてまいりたいと考えております。

これまでの経緯と現状は以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 では、説明のほうを続けさせていただきます。続いて、資料の3ページです。

(3) 令和4年度からの新たな取組についてということで説明させていただきます。

3ページにお示ししている資料①の表は、15ページという形になります。令和3年度に実施した第2次地域福祉計画の中間見直しにおいて、令和4年度から新たに基本方針を1項目追加、それに伴い、取組項目を3項目追加しております。

これにより令和4年度からは、6項目の基本方針に、再掲を含みますが、58項目の取組項目により進めているところでございます。

また、計画の中間見直しにおいて、SDGs、持続可能な開発目標の視点を踏まえて計画を推進しているとしており、計画書のほか、進行管理シートにも基本方針・施策の方針ごとに関係する項目の目標のアイコンを置き、事業評価を行う担当課や関係機関がSDGsの視点を踏まえて評価検討できるようにしているところでございます。

ここで、令和4年度から新たに追加となりました6番、包括的な支援体制づくりの取組項目、46番、47番、48番について、実際に支援等を行っている白井市くらしと仕事のサポートセンターの主任相談支援員から、狭間のニーズ、引きこもりだったり、障害のグレーゾーンだったりということの対応で苦労していらっしゃることや、今後の課題などについて、くらしと仕事のサポートセンター主任相談支援員から説明していただきます。よろしく願いいたします。

○くらしと仕事のサポートセンター主任相談支援員 お手元に水色と黄色の三つ折りのリーフレットを置かせていただいておりますので、そちらも御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず15ページになります。46番、47番、48番、包括的な相談支援、それから参加支援、地域づくりということですが、こちらのほう、従来の高齢者とか障害児童といった属性ごとにつくられた制度の中では、解決が難しいケースへの対応として定められているものと認識しております。なかなかイメージも湧きづらいものかなと思いますけれども、相談支援としては、こちらのリーフレットにございますように、どんな相談も断らずに受け止めるという体制を取っております。

それから、参加支援というところで今日はお話をさせていただきますけれども、参加支援というのは、一言で言えば、社会とのつながりをつくるための支援と考えていいのかなと思っております。

現在、私どものセンターで支援させていただいている方、この参加支援の対象者像といえる方なのですが、例えば長い間引きこもりの状態で、社会的なつながりが切れてしまっている方、あるいは知的障害ですとか発達障害のグレーゾーンで、障害福祉サービスにも就労にもつながりづらい方、こういった方が代表的な方として挙げられます。

参加支援の具体的な事例ですけれども、例えば引きこもり状態が長かった方が第一歩を踏み出したときに、取りかかりとして簡単なボランティアを社会福祉協議会のボランティアセンターさんのほうでさせていただいたりですとか、就労に不安を抱えている方が、まずは訓練として市内の梨農園さんのほうで作業をさせていただいたり、そういったコーディネートをさせていただいております。

今後の課題というところですが、参加する場というのは、個人の指向性が非常に高いなと感じておりますので、支援者目線でどこかにつなげばいいということではなくて、御本人のニーズや好みに合う場所が必要だなと思っております。あくまでも主体は御本人ということで、御本人が生き生きと過ごせる場所につなぐこと、もしそれがなければ、

つくっていくということを市民の方や地元企業さんの御協力の下で行っていくことが課題かなと思っております。今後、社会福祉協議会さんとも連携させていただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

以上で議題1について、事務局と、御協力いただきましたお二方の御説明で説明をさせていただきました。

委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、今、説明いただきました点につきまして、質問、確認、意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから質問してよろしいですか。先ほど買い物支援とか、それから困り事の相談とかいうときには、窓口へいらっしゃるわけでしょう。で、サービスにつなげていくわけでしょう。だけど、実際に窓口に来ない人というのは、たくさんいらっしゃるわけですね。そういう方については、どういう対応がなされるか。

○白井市社会福祉協議会事務局長 ありがとうございます。当然窓口へ来られない方、なかなか相談に行けない方っていらっしゃるので、それは生活支援体制整備事業の中で地域の皆さんの協力をいただいて、こういったグループを立ち上げていますので、その方たちが地域で生活している中では、様々なところから情報が入ってくることもありますので。地域の方が地域の皆さんに目を配りながら、誰もが困らない地域づくりということでやっていますので、そういった方が全員必ず見つかるかということ、そういうことにはならないかと思うのですが、多くの方がサービスにつながれるように気を配っていきたいと思っております。

○委員長 困り事のほうはどうですか。

○くらしと仕事のサポートセンター主任相談支援員 くらしと仕事のサポートセンターでは、地域の民生委員さんですとか、あるいは御家族とか支援機関などから、お困りの世帯があると情報がありましたら、これは慎重に行わなければならないのですが、アウトリーチという形で、こちらから御自宅のほうに出向くということを積極的にしております。

○委員長 そういう潜在的なニーズを持った人への支援というのは、これから特に求められていくと思うのですよね。窓口に来る人は、割合サービスにはつながりやすいですけども、そうではなくて家で悶々としているというような方に対して、どういうふうにサービスをつなげていけばいいのかということだと思っております。

そういうときに、よく認知症サポーターのところで行われている事例なのですが、ウィッシュカード。つまり自分はこういう願いがあるんだという願いをカードにして届けるという。だからコンピュータがある、SNSなんかがある人では、社協の事務局が受けつけて、そしてサービスへつなげていくことがやれば、潜在的なニーズを持つ人たち

に支援が行き渡ると思うのですね。いろんな各地の事例がありますので。

白井のまちを見ていますと、高齢者の人結構いらっしゃるんですね。元気な人で、お互いに最近、挨拶するようになりましたけれども、たくさんいらっしゃるんですよ。そういう人たちが何をしていらっしゃるのかなと思って見ているのだけれども、暇な人もいらっしゃるわけですよ。こういう仕事ができる、お手伝いができる、そういう人にカードを作ってもらって、そしてマッチングさせていくと、よりつながっていくのではないかと思います。一つの提案ですけれども。そういう潜在的なニーズの人を掘り起こしていく、そういうことが重要なのではないかと思います。一つ、意見としてお願いいたします。

ほかに、何かありませんか。

○●●委員 私もこの会議初めてなので、いろんなことを説明していただいて、よくは分かっていないのですけれども。例えば先ほどのガーデンサロンですか。せっかくやっても1人しか来てくれない、新しい方が来てくれないという話なのですが、委員長の話聞いていて、よくお散歩している人いるのですよね。1人で散歩するよりも、何人かで連れ立って散歩したほうが楽しいだろうなと思うのですよ。だから、例えば時間を決めて、どこどこに集合して、さあ、みんなで行きましょうみたいな、そういうのでも地域のつながりってできるのではないかなと思います。その後にお茶会しましょうなんて言ったら、余計楽しくなるのではないかなと思います。

私も実は、つい最近、夫を亡くして1人で生活しているのですけれども、誰かとつながっていることがすごく安心感というのでしょうかね、地域の隣の人が声をかけてくれたり、歩いて「元気」って言ってくれたり、どこかで人とのつながりがあることが生活する上でとても大事だなと思います。先ほどのガーデンサロンも、年を取ってくると、だんだん歩くのが億劫になってきて、遠い場所であると、幾らやってもなかなか行けなかったり、それから、知っている人がいないと行きづらかったりというようなことがあると思うので、やっぱり知っている方と一緒に出かけられるのが一番いいのかなと思っています。だから、そういうつながりが、どうやってするとできるのか、やはり何か仕組みが必要なのではないかなと感じています。意見になったかどうか分からないですけれども、以上、お話しさせてください。ありがとうございました。

○委員長 それでは、ほかに御意見がありましたら、質問お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

サロンを開いても、1人とかいうのはちょっと寂しいですから、もっとたくさんの方が参加できるように、そういう工夫というかが必要だと思いますよね。

何か御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 どうぞ。何かありますか。

○●●委員 私は、個人的にはサロンを2か所で開催しております。一つが駅前センターで、白井地区住民の方全体にお声がけして、決まった毎月第4金曜日にサロンをやっている

るのですね。それともう一つは、自分の住んでいる南山第一住宅の中で、住民対象にサロンをやっております。今まではチラシをずっと配っていたのですが、コロナで4年ほどサロンをやっていなかったのですね。久しぶりで駅前センターで10月に行ったのですが、チラシは間に合わなくて広報だけだったのです。そうすると、高齢者の方は広報をあまり見ないのですね。若い方とか、お子さん連れの方はお見えになったのですけれども。御近所にチラシを配らないといけないなとすごく痛感しました。目で見て、はっきり、いつあるということが分からないと、皆さん家にこもっていて、なかなか外に出てこないけれども、買い物に出たときにチラッと見たりするのが大事だなんて思いました。広報だけでは伝わらない。そういう感じがありました。

○委員長 いろいろなところに張り紙してありますよね。

○●●委員 そうです。今までずっと張り紙してあったのです。

○委員長 僕はあれを見て、こういうのがあるんだというのは確認しております。散歩していると、いろいろないいことがあるんですよ。そういうことも分かりますし。それから、家の様子とかもよく分かりますよね。庭をガシャガシャにしているとか、きれいにしているとかいうのもありますし。中層階とかの団地とかですと、そういうのが外からよく見えて。歩くことはなかなかいいことだと思います。

どうぞ。

○●●委員 私の地域では、毎月、高齢者クラブという会を持ってまして、そこで高齢者75歳以上、大体三、四十人くらい毎月集まるのですが、そのときにイベントを用意したものとか、それから、ちょっと近くを散策するとか、そういうことをやっております。

そのときに来られないというか参加できない方、一応名簿にありますので、参加できなかった方には、私ともう一人の人とで電話で安否確認というか、元気ですかと、今日来られなかったけれど、また来月もありますので参加してくださいねという呼びかけをしております。それで、次の月に、その前の月に参加できなかった方は、必ずというぐらいに次の月は参加して、これから忘れないようにするけれど、すぐ忘れちゃうのよねと言って。だから、毎月1回やったときにチラシを皆さんに配って、それで次に、何曜日の何時からあるんですよというふうにして、イベントを一つずつ何か新しいのを加えて、行政のほうの福祉課のほうにも協力いただいて健康診断とか、先月は骨密度の検査とか、そういうふうにして、皆さん和気あいあいと、参加した方たちは、本当に元気でよかった、来れてよかったというお話を伺っていますので、これを進めていけば大丈夫かなと思っています。

以上です。

○委員長 それでは、ほかに御意見。この際ですから、何なりと御意見頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。何かありますか。

施策のところでは、Aのところはうまく行っているわけで問題がないのでしょうかけれど

も、Cのところとか、コロナの影響があつてなかなか難しかったという点があるのでしょうか。Cのところなんかは、考えていかなければいけないなというような感じはしましたね。本来ならば、全部がAとなっていけば、現実の進行管理としてはベストなのだと思いますけれども、BあるいはCのところもありますので、この点を問題を解決していく努力が必要なのだなとは思いますが。ほかに御意見がありましたらお願いしたいと思います。

従来から問題になっております地域の小学校区を土台にした地域コーディネーター、生活コーディネーター、支援生活コーディネーターはうまく行っているのですか。

○白井市社会福祉協議会事務局長 先ほど体制のほうはお伝えしたとおり、第1層が1人、第2層が3名ということで活動しています。結果的なところだけを見てしまうと、新しく創出したものというのは少ないのですが、そこに行く過程で、地域に出向いて顔の見える関係をつくったりだとか、そういったことがどんどん進んでいるので、長い目で見ると、今は点で動いているのが、だんだんそれが面になってくると思うので、いい方向には行っていると思います。

以上です。

○委員長 その際に小学校区単位でやるということですか。そうですね。

○白井市社会福祉協議会事務局長 生活支援コーディネーターは、小学校単位ではなく、先ほど申し上げたとおりで、全体をAとBの圏域に分けて活動しているので、そこまでの密度はないのですが。

○委員長 分かりました。人間的にも先ほどおっしゃいましたけれども、その体制で今のところはやっていけるということなのですか。

○白井市社会福祉協議会事務局長 委託がこの形なので、この中で最大限やっていきたいと思っています。

○委員長 本来ならばもっと広げてほしいと、人員を配置してほしいというのが社協の願い。

○●●委員 その件なのですけれども、私は自治連合会の役員をしております。その中で例えば、私でしたら、清水口八幡自治会長も兼ねておるのですけれども、自治会の集会に、生活支援コーディネーターの方を勉強会に招きました。そこで班長さん、防災会の皆さんに周知をしていただいて、こんな活動を私たちやっているの、皆さん御協力お願いしますねという、そういう裾野を広げるのは、必ずしも社協コーディネーターの4人がやらなくてはいけないのではなくて、地域に生活している私たちが呼んできて、住民の方に周知をする。広げていくという。こういう方がいらっしゃるのだよ、だから困ったらここに電話したら、いろいろ助けてくれるよということをまず地域の役員さんが知らないことには裾野が広がらないと思っています。それで去年から、自治会の勉強会に来ていただいています。だから今の人数が多いか少ないかの問題ではなくて、それをいかに私たちが活用

するかというところが大切なところかと思っています。

○委員長 第一段階としては、そういうことが必要なのだと思います。もっと広げていく、あるいはもっと範囲を小さくしていくということであれば、コーディネーターも人数も必要になってくるかなとは思いますが、その場合に、各自治会でそういう形の研修会が全体で行われるわけですから、やっているわけですから。

○●●委員 私たち清水口八幡自治会では、困りごとが起きた場合、地域包括支援センターに相談に行ったりしています。

○委員長 ほかの自治会ではやっている。分からない。

○●●委員 それは、ちょっと私は把握していません。

○委員長 それがうまく自治会ごとに同じようなレベルで行われていくことが一番望ましい。

○●●委員 そうです。

○委員長 その辺はどうですか、社会福祉協議会さんのほうは。

○白井市社会福祉協議会事務局長 今、●●委員がおっしゃったとおり、自治会さんの中で広げていただくというのは、すごく効果的であるし、社会福祉協議会としても、自治体さんから声がかかると、必ずコーディネーターが出向いてお話をさせてもらっています。ほかの地区でも、そういったことはさせていただいております。

○委員長 だから逆に自治会のほうから声がかかるのではなくて、出かけていくアウトリーチ。そういう社協のほうから出かけていくというようなことが必要なのではないかと訴えかけていくという。清水口ではこういうことをやられているので、お宅ではやりませんかというようなそういうアウトリーチが必要なのではないかと。そうでないと、待っていたって多分来ないと思う。

○白井市社会福祉協議会事務局長 それも併せてやっております。こちらからもどんどん声をかけさせていただいて出ております。

○委員長 ほかに御意見ありませんでしょうか。この際ですから、どんどんお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

障害者関係のほうではどうですか。

○●●委員 障害者関係では特にありません。

○委員長 こういう点で困っているとか、そういうことはありませんか。

○●●委員 はい。

○委員長 それでは、次の段階に行きましようか。進行管理ですけれども。ほかは、その他の項目になってしまいますけれども、いいですか。事務局、説明はいいですか。

○事務局 議題1については、先ほどの事務局のほうからの説明で以上となります。A3の進行管理シートで、御質問等があれば、今お受けします。

○委員長 A3のほうで御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○●●委員 番号で言いますと、30番になります。ページ数で言いますと10ページになります。避難行動要支援者に対する支援という大項目の中の一部です。

取組項目としましては、要支援者情報の活用手法の周知、登録促進とあります。担当課は危機管理課で、今日はこちらには見えていないのですけれども、先ほど事前に危機管理課のほうには立ち寄っています。

避難行動要支援者名簿というものがございます。もともとは民生委員さんがお持ちになっている名簿でございます。今年に入りまして、自治連合会のほうにも、そういう名簿があるのだよと。これについては、自治会長さんが危機管理課に行って、申請すれば入手できますよということでしたので、私たち清水口小学校区支部代表者会議で名簿を入手した段階で、どう活用ができるのか検討いたしました。

実際、白井市の危機管理課が作成しております要支援者名簿、こちらにあります。私の清水口八幡自治会では、ざっと200人ぐらいの住民で、高齢者比率を3割としたら60人ぐらいが65歳以上なのですけれども、その中で、足が悪くて介護認定を受けている方が、何人かいらっしゃいます。ところが、この名簿を見ますと、たった2人なのです。なぜか。これは、この御本人さんが情報開示してもいいですよと言った人のみ名簿にのります。ということで、災害時に必要な要支援者というのが、ほかにたくさんいらっしゃるわけですね。実際、災害時とか何かあったときに、私たち自治会の役員なり、防災会のメンバーが、どう手を差し伸べるべきなのか。また、この名簿をどう活用していくのかということについて、会議で検討したのですが、この白井市避難行動要支援者名簿の取扱いについては、非常に厳しいものがあります。

結局、清水口小学校区支部では、この名簿を使用しないということになりました。自治会長の裁量で取り寄せても、自治会長がこの名簿を更新されるまで厳重な管理をしなければならないのです。これを役員さんにコピーして配布することもできませんということで、ここにある活用というところについて、これからどういうふうに進めていかれる計画があるのか知りたいと思います。

○委員長 事務局のほうとしては、いかがでしょうか。要支援者情報の活用のあり方。

○事務局 避難行動要支援者名簿の取扱いというところの活用という、情報の共有と活用というところで、御理解いただきながら、各地域のほうで少しずつではありますが、名簿のほうをお渡しして御協力をいただいたりしていると聞いておりますが、すみません、社会福祉課のほうで今の件は把握しておりませんでした。実績の指標や実績につきましては少しずつではありますが、名簿を配布させていただいて活用させていただいていると話だけ危機管理課から聞いておりましたので、今日の御意見等について危機管理課に報告・共有をさせていただきますが、やはり避難行動要支援者名簿の取扱いについては、どうしても今、個人情報というところと、あと御本人の意思というところの課題が出てくるものなのかなと思います。

加えて、こういった名簿という一覧表だけではなく、今、国のほうでも個別避難計画と
いって、自分が何かあったときに、どうやって逃げて、誰を頼って、どこへ逃げるのかと
いう個別避難計画というものを国としても立てていくべきだという話が進んでいます。

担当課としては、個別避難計画を順次立てていく取組と、先ほど委員がおっしゃっている
名簿のほうを御理解いただいて、活用していただけるような取組の2方向で、災害時の
避難対応策というところを進めていると私的には思っております。

今後、個別避難計画が進んでいくことによって、もしかすると避難行動要支援者名簿に
も載せていいよという方とかも増えてくるかもしれませんので、避難行動要支援者名簿
が何にどういう形で使って活用できるのかというところをその方々に御理解していただ
いた上で進めていくことが大事なのかなと思っております。担当としては、以上でござい
ます、よろしくお願いいたします。

○●●委員 補足させてください。事前に危機管理課でお話をさせていただいた中に、先
ほど申し上げなかったことがありますので、つけ加えさせていただきます。結局のところ、
この名簿というのは、これが全てで災害時に役に立つものとは、私たちも思っていません。
災害発生から命を守る72時間の間でどう動くかが重要です。そのためには、私たち自治会
役員が日頃から地域住民の方々にお声がけすることが必要です。ところが要支援者の両
隣とか御近所さんが、まず顔を見ることはないのです。ヘルパーさんが介入されているの
で、ヘルパーさんを見かけることはあっても、要支援の方々を外に出てこられません。地
域住民としても、ちょっとでもお庭掃除とか出てきてくれる方だったら、お声がけでき
るのに、そうではない。ずっと家の中で生活しているといったときに、支援をどうすべきで
しょうねという話を先ほどしてきたのですけれども。それは、自治会に頼らざるを得ない
のだということです。

危機管理課の方にこの要支援者名簿って、どうやってメンテナンスされているのです
かとお尋ねしたら、介護認定等に変更があった時に「必要とする支援内容を共に載せても
良いですか」とお聞きします。実際御高齢で一人住まいの方というのは支援が必要な方だ
けれども、名簿には上がってこないということがあります。私も外出支援サービスのいわ
ゆる福祉ドライバーをやっているのですけれども、これも来年度で打ち切りですよ。そ
うしたときに、本当にいざというときに手を伸ばせる仕組みづくりというものが、もうち
ょっと現場の意見を吸い上げていただいて、具体策を落とし込んでいくというところに
踏み込んでいただかないと、せっかくいいことをされているのにもかかわらず、漏れてい
るところがある。そこを一緒に何とかできたらいいなと思います。

○委員長 おっしゃっている意味はよく分かりますが、プライバシーの問題と、個人情報
保護法の問題が関わってきますので、行政がそれを対象者の同意を得ないで名簿を作る
ということとはできないと思いますね。

○●●委員 実際、大災害が起きた時って名簿は役に立ちません。自治会の中で情報共有

できれば、お互い助け合えるのですよ。市が介入する前に、地域住民同士で命を守らなければいけないわけです。そうしたとき、私たち歩ける者が助けの手を伸ばさないといけないではないですか。役に立たない名簿に頼るより、日頃から近所付き合い大切にしておくことが大切だと思います。

○委員長 だから、それは自治会の中で話し合うとか、共通理解を得るとかいうことは可能だと思いますが。

○●●委員 自治会というのではなく、先ほどお話されました、サロンをやっていますよと。まだ参加者少ないけれども、こういうのがたくさん立ち上がってきていますよと。そういうコミュニケーションの場が増えればいいのです。別に自治会の役員だけがやらなくてはいけないわけではないと思いますね。

○委員長 自治会も含めて、そういう形で確認して、情報を地域で共有していくしか方法はないですよ。

○●●委員 そのために委員長が先ほど来、最近、散歩によく出かけるのだとおっしゃっていたのではないですか。私もそうなのです。散歩している中でたまたまヘルパーさんに遭遇して、その家の情報をキャッチしました。あるいは、ごみ集積場に朝行ったら、高齢のある方のお宅から間違ったごみが出ていた。それで、すぐに地域包括に行って相談したら、すぐ対応してくださった。やっぱりそういう日頃の知り得た情報をすぐに行動に移せるような仕組みづくりというのですか、まちづくりといいますか、そういうのを目指したいと思いますよね。

○委員長 おっしゃっているようなことが実際に地域の単位は別にしても、お互いに助け合えるような情報を知っておいて、何かのときには助け合える、そういう関係が理想的なわけですね。おっしゃっている意味はよく分かります。

ただ、行政との関係で言うと、そこは非常に難しいところですよ。

○●●委員 うちの親もそうだったのですけれども、特養とかそういう介護施設に入れられれば全然問題ないのですよ。ところが、すぐに入れられない現状があるから、家で介護なければいけない人がいっぱいいるからすぐに自治会の支援が必要となっています。地域包括に頑張っているところですよ。

○委員長 どうぞ。

○●●委員 今、●●委員さんのほうから、避難行動要支援者名簿が先ほど皆さんの前でお目通ししたと思いますが、民児協にこの避難行動要支援者名簿、民生委員全員の方に配られております。まず、そこが一つですね。これは、先ほど来話が出ておりますとおり、危機管理課のほうからの名簿でございます。この名簿の必要とする内容が、●●委員とはちょっと私の意見が違いますけれども、名簿の内容は、まず氏名、生年月日、この名簿に載っている方の中ですけれども、氏名、生年月日、住所、障害のあるなし、介護度、それから今の状況状態ですね。あと自治会名、自主防災組織名が記載されているか、あと、緊

急時にその方の連絡先1、2と電話番号、続柄まで出ておりました、この名簿には詳しく出ております。これは先ほど言われたように、民生委員全員に数か月前に配布されました。その中でかなり情報量が多いです。正直に言ひまして。これを災害時にどのように活用するかというのが、●●委員からも出ましたとおりに、仕組みがあれば分かるのですけれども、その先、住民とつながって、どのようにしてそれをやっていくかというところがまだ全然欠けております。情報はあるのですけれども、いかに住民と災害のときにつなげていくかというところが、まだできていないと私は考えております。

私たちは、清水口小学校と七次台小学校が一つの単位、民児協といひまして、北部になっております。その名簿の人数を見ますと、150人が手挙げ方式で名簿に載っております。その中に3段階ありまして、必要とする内容は、まず自力で避難できるが避難情報を伝えてほしいというのがまず1点。二つ目、自力で歩行可能だが、不安があるので避難施設と避難場所まで付き添ってほしい。三つ目、寝たきり等で自力で避難できないので避難の手助けが欲しいという三つのくくりになっているこの名簿の内容です。

最初の話に戻りますけれども、私たちは情報をここまで持っているのですけれども、自治会さんを通して、自主防災さんを通してここまで名簿はあるのだけれども、その先どうやってつなげていくのかというのが一番大きな課題だと思っております。

以上です。

○委員長 その名簿は確認されているのですか。

○●●委員 いえ。私は民生委員さんが持っておられる名簿は見たことはありませんけれども、今ここにあって、●●委員が説明された項目を確認しながら聞いておりましたので。同じ内容です。

○委員長 内容は一緒だけれども、名簿の人数は違うわけでしょう。

○●●委員 それは、清水口と七次台の全体の人数をおっしゃったからです。私のところはあくまでも八幡自治会ですから、たまたま2人だったということです。

○委員長 分かりました。では、名簿は今の話でいひますと、民生委員協議会が作った名簿なのですか。

○●●委員 危機管理課です。

○委員長 危機管理課が作った。それは、対象者が自分は公表してもいいですよ、役所に届けてもいいですよということを行った人の名簿。

○●●委員 そうです。おっしゃるとおり。

○委員長 だけれども、言わない人はほかにたくさんいるわけ。

○●●委員 南山第一住宅も、今日これ参加するに当たって、危機管理課のほうで情報を出して活用していると書いてあったので、うちの民生委員さんに聞いてきたのですね。そうしたら名簿をもらったけれども、名簿はうちのほうは2人になっているというのです。でも、うちの自治会で全員調べたところは7人いらっしゃるのですね。でも、ここに上が

っているのは2人ということは、どういうことですかと聞いたら、これはあくまでも自分が申請したのだと。そうではない人は載らないと言うのですよね。だから正確ではないのです。

○委員長 それはそうです。

○●●委員 だから自分たちでやらなくてはいけないのかなというのは感じています。

○委員長 対象になる人の了解を得ないと名簿は出せない。これは基本だと思うのですよ。ほかに御意見があればお願いしたいと思います。

そうすると、障害をお持ちの方はどうなっているのですか。

○●●委員 出していると思います。

○委員長 名簿をね。

○●●委員 はい。

○●●委員 一つ言い忘れました。この名簿を私たち民生委員は預かっておりますけれども、載っている方が、必ず民生委員が助けに来てくれるのだという、そういう間違った認識でいるということが一つの話題にはなりました。この名簿があるのだから、民生委員さん必ず来てくれるのだという、そういう認識。そこだけは、そういうことはありませんということで、私の担当区域でいいますと、名簿に上がったところには、ここにお住まいなのですね、こういう方ですね、といわゆる面通しはしておりますし、そこまで把握をしておりますけれども、いざというときに情報を下さい、避難所まで行ってください。手助けが欲しいと言われても、ちょっとなあと。でも、あくまでも、どんな方でも自分の命は自分で守らなければいけないというのが基本なので、そこだけはこの名簿に載っている方にはお伝えしております。

○委員長 そうしたら、名簿に載っている方は何とおっしゃいましたか、普通。

○●●委員 私、北部民児協を全部を把握しておりませんけれども、ただ一つ言えることは、手挙げ方式なので、比較的元気な方が手を挙げているところがありまして。あの方が手を挙げているのですかというところもありますし。そうかといって、それはうちによって個々違うと思うのですが、息子さんがその本人の了解を得ないで、息子さんがこの名簿に手を挙げたと。そのことをお伝えしたら、そういうのですかということで、息子さんがこの名簿に載せるように申請したのですけれども、当の本人は、えっという感じで、そういうこともありました。これ一部ですけれども。

○事務局 事務局から、もう一度説明させていただきます。御意見のほうをたくさん頂きまして、ありがとうございました。委員長もおっしゃるように、個人情報の問題等、取扱いには難しいものがある名簿であるということは、皆様も御承知のとおりだと思います。

ただ、実績評価のところの30番にもありますように、要支援者名簿に少しでもご理解をいただいて、自分で一生懸命避難するときに手助けが必要だということの方には、ぜひそういった旨を登録していただくことも大事だということをいろいろな方法で発信して

いくということは、危機管理課とも、もともと調整しているところであります。名簿に載せることが、大事なのだよということをしっかりと市民の方にお伝えしていく努力は必要だと思っております。

先ほど説明しました、個別避難計画を立てている市民が増えていくことによって、その方がどうやって避難していくのかという道筋がまた見えてくるものになりますので、危機管理課とは並行してやっていきたいと思っておりますし、民児協の皆様であったり、自治会の皆様であったりというところの関係機関の方と御理解をいただきながら進めていければと思っております。今日の会議の件については、危機管理課のほうに、私どものほうから報告させていただきたいと思えます。

○委員長 今の説明で分かりましたけれども、ただ名簿を作っても、おっしゃるように、それをどういうふうを活用して支援につなげていくかということ。そういう仕組みづくりを地域でやっていかないと、幾ら名簿を作っても、名簿を作ってどうしてくれるんだという話になっていくので。逆に不信感を増幅させていくということにもつながりかねないですね。だから具体的にどうするのだということを地域で考えていく、それが地域福祉だということにもなりますね。

だから、危機管理課は、その情報を持っていらっしゃることは重要なだけけれども、地域でそれをどういうふうを活用していくかというような、行政側の問題ではなくて、こちら側の問題でもあるということですね。

ほかに御意見ありましたらお願いしたいと思えますが。

どうぞ。

○●●委員 危機管理課さんは、民生委員の方たちに、これをどうしろというふうに持ってくるのですか。この名簿をどうやってやってくれ、どうしろというふうに言っているのかなというのが疑問があるのですけれども。ただ名簿をはいと渡すだけではなくて。

○●●委員 その質問にお答えするとなると、正直言って、私たちもこの支援者名簿とは、また別の名簿、65歳以上の名簿を預かっておりますし、1人の民生委員にかなり個人情報が集まっている。これはしっかり管理しておりますけれども、これをどうするって今、委員から求められましたけれども、まだそのところは、はっきりしたお答えを私からはできないです。

○●●委員 具体的に危機管理課のほうから、こうしてくださいというのは、この名簿を使って、こうしてくださいというのは。

○●●委員 そのところはありません。

○●●委員 渡すだけということですか。それもおかしな話だけれども。

○委員長 どうぞ。

○●●委員 私も今、●●委員と同じ民生委員をやっているときから、ずっと前からこの名簿を下さいということを言っているのだけれども、なかなか進まず、やっとな民生委員の

方全員に行き渡ったかなと思うのですけれども。

私もそういうのを見ていて、今言われたように、危機管理課からこういう情報をもらっても、じゃあ障害のある方、それぞれにどう対応するのというところまでは、向こうは分かっているのですよ。それで指示もないです。

だから私は聴覚障害者に限ってですけれども、災害用のマップ作りは前からやっています。今年も新たにまた今作らなければいけないので、亡くなられてマップから削除したり、新たに聴覚障害となったお子さんを追加したりを会議で情報を集約した上で令和6年度に向けて準備をしていきます。

これは聴覚障害者だけなのですけれども、白井市のマップ全体にどこに障害者聴覚の方がいるかっていうのをシールでもって貼って、それを皆さんに配って。その委員を今日募るのですが、名簿作りをするに当たっては、もちろん聴覚障害者本人も、それを自覚してもらわなければいけない。そうしたら最近、やっと自覚してもらって、じゃあ自分のほうも、こういうところで協力できることはしますよ、県につなげていきましょうねということで、私たちのできたマップは、県のほうにも渡すつもりでいます。それは当然、聴覚障害者のほうからそういうふうに言われましたので、個人情報云々かんぬん言っていられないよね。災害が起きたときは、個人情報って、あつてないようなものだねって。だから、とにかく助けてもらいたいから、聞こえないのだから、聞こえる保証は絶対必要なので、私たち困るので、いろんな災害が起きたときに、阪神淡路大震災からずっと後もそうなのですけれども、亡くなった方というのは、聴覚障害者がものすごく多いのです。声を出せないから。視覚の方は、大丈夫ですか、ここいらっしやいませんかと、阪神淡路大震災のときも、3.11のときもそうだったのですけれども、声をかけたら、うーんて声が出るのですね。でも、聴覚障害の方は声が出せないから、うなっている、自宅の倒壊した中にいらっしやって、結局、息絶えたという方が結構多いそうです。

そういう情報が全部私たちのほうに入ってきますから、それじゃあ何とか独自で聴覚障害者協会のほうでやりましょうよということで、うちは白井市のみんなと一緒になのですけれども、やりましょうということで作って。だから、ここにやるしかないのかなって。もちろん行政のほうの力もお借りしないとできないのですけれども、でも障害のある方同士で、一番それがいいかなと。

例えば、私は池の上ですけれども、聴覚障害者の方がほかの地域にいらっしやったら、この方どうするのって、とにかく連れて出てきて、ここにいるからという感じで。それこそさっき●●委員がおっしゃったように、地域の方が本当に大切で、その方たちの協力を募らないと、手話できないから、そんなのどうでもいいのです。ここのうちに聴覚障害者がいるよと分かっていたら、それで安心して、本人もそうしたら助けに来てもらえるという感じで。とにかくこの際、もちろん情報のほうはあれなのですけれども、そういう感じで自治会の方とか地域の住民の方とかの協力を得てやるしかないねというので、今そう

いう障害を持っている方も自立して、考え方も随分変わったのです。

だから、もちろん●●委員みたいに、自治会のほうで頑張っていたら、本当にほっとしているのですけれども、私の立場としたら、社協の立場としたら、全体、視覚、聴覚、肢体不自由、障害者の方全員なのですけれども、取りあえず私は長年、40年近くやっているから、聴覚障害者のほうのマップ作りは、絶対に必要だからやろうねと言ってやっている。だから今回は、新しく作り直そうということなのです。

○委員長 名簿作りだけではなくて、先ほども言ったように、支援ネットワークをつくっていくというのが地域福祉の課題なわけですよ。そうしないと救われないわけですから、先ほどおっしゃったような聴覚障害の方だけではなくて、いろんな障害を持たれている方、特にこのまちは、恐らくまちを散歩していてよく分かるのですけれども、高齢者が増えてきましたよ。そうすると、一人暮らしの人も当然多くなっていくのだらうと思いますよ。そのために名簿が必要なので、そして、それを使って地域でお互いに助け合うネットワークづくりが求められるのだという。行政だけに頼ってはい駄目なのだというのが、地域福祉の狙いなわけですよ。

ほかに何かありましたらお願いしたい。

○●●委員 よろしいですか。避難行動要支援者に関する取り扱い規約というのが一緒に添付されておりました。これを見ますと、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無にかかわらず、災害発生後に市から提供される名簿掲載対象者全員を含むという文言がありました。だから、民生委員様が持っておられる我々が申請してもらえる名簿と、そうでない名簿が存在するということが規約を見ると書いてあります。だから危機管理課は、それを持っているからこそ、今度大規模な防災訓練がありますけれども、そこで各自治会ごとに何人が避難所にやってくるかという人数まで全部把握されているのですよね。何でそんなのが分かるのかなと思っていましたら、こういうものがあるからこそ分かるのだらうなと今分かりました。回答になっているかどうか分からないのですけれども、要するに民生委員に対しては、了解を得たものだけお渡ししますよ、でも、私たち危機管理課としては、私たちは全ての情報を把握していますよということですよ。だから二通りあるということですよ。

○委員長 だから、それは避難所をどういうふうにつくっていくかとかいうときのために本当に使用されるのではなくて、そういう自分で動ける人以外の人を含んだ支援ネットワーク、本来それをつくっていく必要がある。それを危機管理課が握りしめていたって意味がない。それをどういうふうに活用していくかということを行政も考えてもらわないといけない。

ほかに御意見があったらどうぞ。この際ですからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうすると、この計画につきましては、令和4年度の進行管理につきましては、これで

CだとかBのところもありますけれども、そこはできるだけ早い段階でAになるように努力していくということで、全体としてはよろしいですかね。

行政のほうはよろしいでしょうか。

それでは次に、その他のところへ行っていいですか。よろしいでしょうか。それでは、その他のところへ行政のほうでお願いいたします。

○**社会福祉課長** それでは、事務局のほうから一つ御報告をさせていただきます。

このたびは委員の皆様におかれましては、令和3年6月1日から3年間にわたりまして、地域福祉計画の中間見直し、また進行管理等、たくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。本日の会議が、本審議会の任期が令和6年5月31日までのために、本日の会議が最後ということになります。本当に3年間ありがとうございました。

今後につきましては、令和6年度に入りましたら、次期任期について、また関係団体の長宛に委員推薦依頼を出させていただくこととなります。その折はまた何とぞよろしくお願ひします。

次年度の会議につきましては、令和5年度の実績を踏まえた評価、また次期地域福祉計画策定に当たり、策定方針等に関する事項について御審議をいただく予定でございます。

社会福祉課からは以上となります。本日はありがとうございました。

○**委員長** それでは、これでこの委員会でのこのメンバーとしては、今日で終わりだということですが、我々の関わってきました白井市の地域福祉計画がより進んでいくことを願っておりますということで終わりにさせていただきますが。皆様方に言い足りなかった点、こういう点は言っておきたいというようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、白井市の地域福祉計画策定等委員会第1回の会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。